

■ 旭川市清掃事業年表

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
明治 33	5	捨場4か所設置について道庁より許可 牛朱別川堤防地2か所, 石狩川堤防地1か所, 忠別川堤防地1か所			3 8	汚物掃除法公布 旭川町と改称 (北海道庁告示第346号)
34					9	汚物掃除法施行細則施行 (旭川町は2年間延期)
35	8	衛生組合設置規定(明治31年11月北海道庁令第81号)に基づく, 10衛生組合を設立			4	町制施行 (1級町村制)
36	9	旭川衛生合資会社及び上川衛生合資会社が法に基づき業務を実施(請負)				
41		請負制度を廃止し, 直営実施				
44	3	旭川町連合衛生組合設立				
大正 3		衛生組合指導のもとに春秋2回一般家庭の清掃を実施			4	北海道区制施行 (旭川区となる)
8	5	旭川第1街路掃除組合設立				
9	1 5	旭川第2街路掃除組合設立 旭川第3街路掃除組合設立				
10				従来の自由汲取を廃止し, 汲取料一荷10銭で農家が実施(請負)		
11					8	市制施行
昭和 10			6	旭川信用購買販売組合が, 市内一円のし尿汲取運搬事業許可を道庁より得, 事業を開始		
11				し尿汲取運搬手数料条例制定		
13				旭川信用購買販売組合の事業を解約		
14			4	市営として, 農事実行組合が実施(請負)		
15	11	衛生組合設置規定廃止に伴い, 旭川市衛生組合解散 町内会部落会規則(北海道庁令第111号)施行				
20		馬車3台により直営実施				
22		普通トラック2台購入 塵芥処理手数料条例制定 石炭, 灰じん運搬処理手数料制定		し尿汲取手数料条例制定		
29		ダンプ車1台購入		直営真空吸上車1台を購入	7	汚物掃除法廃止, 清掃法公布
30				指図制から前納希望荷数申込制度に切替え し尿処理手数料 54ℓ-30円	1 5	旭川清掃条例制定 同施行規則制定

年	ごみ関係		し尿関係		その他
	月		月		
昭和31		スクリュードラム車1台(機械車第1号)購入。特別清掃区域を指定(人口密度2,000人/km ²) 収集回数:隔日,週1回,2週1回の3地区に区分 直営によるごみの堆肥化を実施(73t生産,売価550円/t) 塵芥処理手数料を点数制としごみと灰じんを1本化し世帯人員一人当たり2点,家屋坪数1坪当たり1点とし,年2回納入告知書により徴収	9	請負馬車23台を廃止し,バキューム車11台に切替え	
32	7	厨芥と塵芥を分別し,厨芥は第2種汚物取扱業者を地区指定し,又多量排出は第1種汚物取扱業者を地区指定 収集回数:毎日,週2回,週1回の3地区に区分 路上大型ごみ箱を小型ごみ箱に切替え			
33		路上ごみ箱を全廃,バケットローダ車を2台購入,塵芥処理手数料の賦課制を実施 (世帯人員,家屋面積を基準とする定額制)			
34		馬車を四輪,荷箱を2倍に改造 (収集能率の向上)			
36			3	忠和处理場(五光式し尿蒸発処理方式,日量90kℓ)が完成し,生産肥料はアサヒ肥料として販売	
37		ロードパッカー車2台購入 じん芥処理手数料の従量制テスト地区を設定(西区の4町内442世帯)			
38	10	収集車2台にオルゴールを設置 従量制の段階的実施 …北星区,春光区,西区の一部			
39	4 10	従量制の段階的実施 …東区の一部,西区全域,神居町の一部 従量制の段階的実施 …大成区,新旭川区,永山町の一部	6	前納希望荷数申込制度を計画収集制度に切替え,従来の許可制度を廃止し,委託制度に切替え。し尿処理手数料50ℓ-50円。移動式公衆便所を購入(第1号)	
40	4	全市従量制実施 (中央区,永山町全域)	9	東旭川清浄所(30日加温消化方式,日量180kℓ)が完成	
41		清掃パトロール車を配置			
42		収集回数:週3回地区を新設し,週6,3,2,1回の4地区に区分路面清掃の実施(宮下~9条間の6丁目~10丁目及びロータリー),清掃モデル町内を指定(2町内会)			
43		清掃モデル町内を指定 (3町内会)			

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
昭和 44	10	馬車を全廃し、直営車25台、委託車2台体制、清掃モデル町内会を指定(5町内会) じん芥処理手数料無料化切替テストを実施(9,144世帯)	7 11	忠和清浄所(30日加温消化方式、日量 180 kℓ)が完成 鷹栖町受託処理		
45	10	清掃強化運動推進 清掃旬間の強化(春、夏、秋の3回)、 清掃実践優良団体表彰 無料化の段階的实施	6	東川町・東神楽町受託処理	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布(清掃法の全部改正)
46	1 4	ロータリーローダ車7台導入 全市ボックス、無料化収集実施				
47	1 4 6 7 8	処理場に道内初の「有害鳥獣駆逐機」を導入 再生資源回収活動の取組推進 共和廃棄物処分地開設に伴い地元と協定締結 廃棄物対策推進事務局発足 汚水処理施設を備えた共和廃棄物処分地開設	8	移動式公衆便所更新	4 5	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 同条例施行規則制定
48	6	共和、中園地区処分地用地取得に伴い地元と協定締結				
49	5 8 12	中間処理施設準備事務局発足 清掃問題懇話会設置 西事業所完成				
50	1 11	東・西2事業所制となり、収集車1日3回稼働(従来2回)定期収集車全車ロータリーローダ車の38台体制 小学校3年生向け社会科副読本「美しいまちに」を作成、62校に配付				
51	6 10 11 12	MOラゲーンシステムを備えた新共和処分地開設 ごみ問題をテーマに「まちづくり市民集会」が開催され、1,000余名参加 各種減量手法の実験として、「ごみ減量協力の家」(44世帯)を設置 再生資源回収実施状況アンケート調査開始	4	し尿処理手数料 50ℓ-100ℓ	5	機構改革により清掃部発足し、西事業所を第1種施設に格上げ
52	4 9 10	定期収集車40台体制 旭川市ごみ問題研修会を開催(町内会の衛生部長約 300名参加) ごみ減量実践家庭の委嘱(約5,000世帯) 再生資源回収モデル町内会の設置(31町内会)			10	社団法人全国都市清掃会議秋季評議員会本市で開催
53	4 5 7	定期収集車42台体制 「市民生活における資源を見直す会議」発足 再生資源回収モデル町内会の設置(44町内会) ごみ減量実践家庭の委嘱(約30,000世帯)	10	移動式公衆便所1台増車(計2台)		

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
昭和 54	2	清掃ガイドブック作成開始				
	7	再生資源回収モデル町内会の設置 (48町内会)				
	6	中園最終処分場開設				
	10	「ごみ問題を考える婦人の集い」開催 (約 450名参加)				
	11	市民生活における資源を見直す会議 に専門部会(再生資源化促進部会, 包装の簡素化部会)設置				
55	4	定期収集車44台体制	4	し尿処理手数料 50㉫ー150円		
	7	「市民生活における資源を見直す会 議」解散				
	8	東清掃事業所東旭川町下兵村に新 築移転				
	10	「ごみ追放婦人集会」開催 (約 500名参加)				
	12	再生資源回収モデル町内会の設置 (33町内会)				
56	10	「ごみ追放婦人集会」開催 (約 500名参加) 「空かんゼロの日」キャンペーン (買物公園, しあわせ広場)			1	機構改革により清掃 関係と環境関係を統 合し環境部発足
57	3	週2回収集全市90%実施 委託収集及びステーション収集約 66%実施(直営車44台委託14台の58 台体制, ステーション数約 4,300か 所)	6	市直営収集廃止(直営車1台)委託 車24台体制		
	8	ステーション収集約95%実施(約 6,500か所)				
58	5	直営車44台, 委託車17台体制	4	し尿処理手数料 50㉫ー200円	5	浄化槽法公布
	7	直営車40台, 委託車17台体制		江丹別町春日貯留施設廃止		
59	4	ステーション収集約98%実施 (約 7,800か所)			4	旭川市廃棄物最終処 分場管理規則制定
	4	使用済筒型乾電池の分別収集実施				
	4	週6回収集地区廃止, 週2回地区へ 切替え				
	4	直営車36台, 委託車19台の55台 体制				
	4	事業系ごみ排除推進3か年計画 スタート				
	4	埋立処分場有料化(車種別)実施				
	4	中園最終処分場の維持管理委託実施				
60	4	全収集地区ステーション化 (約 8,000か所)			10	浄化槽法施行
	4	週3回収集地区廃止				
	4	週2回収集地区へ切替え 直営車32台, 委託車23台の55台 体制				

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
昭和 61	3	小学校4年社会科副読本教材用ビデオ作製	4	し尿収集委託車23台体制		
	3	中園廃棄物最終処分場(拡張部分)開設	12	定置公衆便所(2か所)廃止		
	4	中園廃棄物最終処分場年間ごみ量の実計量開始				
	4	直営車31台, 委託車23台の54台体制				
	4	ステーション数約 8,250か所				
	4	週1回収集地区の粗大ごみを定日ステーションによる計画収集に切替え				
	6	生ごみ堆肥化容器モニター委嘱(65世帯)				
	9	ごみを考える見学会実施(312名参加)				
	11	使用済筒型乾電池適正処理委託実施				
62	3	ごみ減量作戦市民PR用ビデオ作製			4	浄化槽に関する知事権限委譲事務実施
	4	ステーション数 8,131か所				
	6	生ごみ堆肥化容器購入費助成の開始(1個 1,500円)				
	9	清掃施設見学会実施(212名参加)				
63	4	ステーション数 8,110か所	4	し尿収集委託車21台体制		
	4	年2回(春・秋)町内会単位収集の粗大ごみを各戸申込みによる週1回の戸別収集に変更	11	移動式公衆便所1台増車(計3台)		
	10	再生資源回収ガイド作成開始				
平成 元	4	ステーション数 8,127か所	7	移動式公衆便所1台更新	7	旭川市廃棄物最終処分場管理規則の一部改正
	7	ごみ埋立処分手数料を車種別から従量制に移行				
	7	食用廃油再利用モデル事業実施(4町内会)				
	11	市職員による紙パック回収運動の開始				
2	6	空き缶圧縮機の貸付事業(モデルケース)				
3	5	市収集車による紙パック回収事業開始(ステーション方式)	3	環境センター(前処理方式・日量 360kℓ)建設工事が完成	4	再生資源の利用の促進に関する法律公布, 同年10月施行
	5	空き缶圧縮機の貸付事業開始	4	留守家庭対策として郵便振込制度を採用		
	12	ごみ処理基本計画策定	4	し尿収集委託車1台減車(20台体制)		
			7	移動式公衆便所1台更新		
4	10	旭川市近文清掃工場建設工事着工			7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正施行
	10	分別収集(5分別)のモデル町内会指定(13町内会)				
5	4	ステーション数 8,169か所	2	生活排水処理基本計画策定	4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の全部改正
	4	生ごみ堆肥化容器購入費助成(1個 1,700円)	4	し尿収集委託車2台減車(18台体制)	4	旭川市廃棄物最終処分場管理規則の一部改正
	4	分別収集(5分別)のモデル町内会指定(48町内会)				

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 6	2	旭川市廃棄物減量等推進審議会設置	4	し尿収集委託車1台減車 (17台体制)		
	4	ステーション数 8,199か所				
	4	生ごみ堆肥化容器購入費助成 (1個 2,000円)				
	5	5分別収集に伴う地域説明会実施 (700町内会)				
7	4	ステーション数 8,279か所	4	し尿収集委託車1台減車 (16台体制)	4	旭川市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例, 同条例施行規 則の一部改正
	4	生ごみ堆肥化容器購入費助成(1個 につき半額相当, 上限2,000円)				
	5	5分別収集に伴う地域説明会実施 (500町内会)				
	6	旭川市近文リサイクルプラザ建設着工				
8	1	旭川市近文清掃工場試運転	1 4	し尿収集委託車1台減車 (15台体制) し尿収集委託車1台減車 (14台体制)	4 4	旭川市近文清掃工場規則制定 旭川市清掃事業所(東西統合)
	1	旭川市近文リサイクルプラザ稼働				
	1	家庭ごみ5分別収集実施				
	1	特例排出制度の創設				
	1	直営車21台 委託車32台の53台体制				
	2	旭川市廃棄物減量等推進審議会から 提言受理				
	4	生ごみ堆肥化容器購入費助成(5分 別収集区域以外の市民への助成額 2/3相当とし限度額4,000円とする。)				
	4	ステーション数 8,130か所				
	4	旭川市近文清掃工場本格運転				
	6	収集車に無線機を取り付ける (収集車23台, その他2台)				
	6	ごみステーション散乱防止, ネット貸 出し開始				
	9	近文リサイクルプラザ改修(展示室)				
10	旭川市分別収集計画策定					
12	フロン回収事業開始					
9	4	ステーション数 8,130か所	4 4 10 10	週休2日制の実施 合併処理浄化槽設置整 備事業実施 し尿収集手数料に消費 税5%転嫁 し尿収集手数料母子家庭 等減免実施	4 4 4 4,12 6 12	旭川市ごみのポイ捨て禁止条 例, 同条例施行規則施行 旭川市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例, 同条例施行規 則の一部改正 容器リサイクル法施行 旭川市近文清掃工場規則の一 部改正 「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」の一部改正公布 「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」の一部改正施行
	4	生ごみ堆肥化容器購入費助成(1個 につき半額相当, 上限2,500円)				
	4	官公署の燃やせるごみ, 非公開文書 の焼却受入開始				
	8	清掃ガイド及び再生資源回収ガイドを まとめ「ごみガイド」作成開始				
	10	ごみ埋立処分手数料, ごみ焼却処分 手数料(H9. 4. 1新設)に消費税5% 転嫁				
	10	ペットボトル回収モデル事業 (7町内会)				

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 10	2	ごみ処理基本計画改訂	2	生活排水処理基本計画改定	4	廃棄物の処理及び清掃に関する政省令の改正
	4	ステーション数 8,158か所	4	し尿収集委託車2台減車(12台体制)	4	旭川市廃棄物最終処分場管理規則, 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の一部改正
	8	再生資源回収奨励金交付制度実施 紙・びん・布類 4円/kg 金属類 3円/kg	12	環境センター圧送ポンプ室増築及び放流管新設	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正施行
11	4	ごみ埋立処分手数料及び焼却処分手数料の改定(100kgごとに253円)	3	忠和清浄所(30日加温消化方式, 日量180kℓ)を廃止	4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	4	ステーション数8,131か所	4	し尿収集委託車1台減車(11台体制)	4	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	4	電動生ごみ処理機購入助成の開始(1台につき半額相当, 上限30,000円)			12	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の制定
	6	旭川市分別収集計画改訂				
	6	業務用生ごみ処理機設置モデル事業				
12	4	ごみステーション数8,142か所	4	し尿収集委託車2台減車(9台体制)	4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の一部改正
	4	新興住宅地の造成等に伴い, 直営車22台, 委託車33台の55台体制に移行	4	し尿くみとり電話申込を委託	4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行
	9	ペットボトル分別収集及び粗大ごみ有料化に係る住民説明会実施(11月まで)			4	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正, 同条例施行規則の制定
	12	ペットボトル回収モデル事業終了			4	産業廃棄物処理業・処理施設に係る許可事務の取扱い開始
					5	社団法人全国都市清掃会議総会本市で開催
13	1	ペットボトルの分別収集開始	7	し尿処理手数料を改定(50ℓ当たり210円を300円)	1	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正
	2	生ごみ資源化推進事業実施(平成17年12月まで)			1.4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正
	3	ごみ処理基本計画改訂			3.11	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	3	中園廃棄物最終処分場汚水高度処理棟完成			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の一部改正
	4	ごみステーション数 8,170か所			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の一部改正
	4	粗大ごみ収集の有料化			4	家電リサイクル法施行
	4	普通ごみ収集地域一部解消				
	7	ごみ埋立処分手数料・ごみ焼却処分手数料の改定(100kgまでごとに510円)				
	8	事業系ごみ組成分析調査実施				
	10	地域型生ごみ堆肥化モデル事業実施(平成18年3月まで)				
	11	繁華街生ごみ分別モデル実施(平成15年6月まで)				

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 14	1	廃肉骨粉の焼却受入開始	4	し尿収集委託車1台減車 (8台体制)	1,12	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	2	環境にやさしい店登録制度創設			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則の一部改正
	4	ごみステーション数 8,169か所			4	旭川市廃棄物最終処分場管理規則の一部改正
	4	普通ごみ収集地域を解消し全市同一区分による収集実施			4	旭川市廃棄物最終処分場管理規則の一部改正
	4	中園廃棄物最終処分場での産業廃棄物受入中止				
	4	生ごみ堆肥化容器購入助成 (1個につき半額相当, 上限2,000円)				
	4	電動生ごみ処理機購入助成 (1台につき半額相当, 上限27,000円)				
	6	旭川市分別収集計画改訂				
	7	ごみ減量化あさひかわ市民会議を設置(10月まで)				
	12	旭川市廃棄物減量等推進審議会から減量化の提言受理				
	12	廃蛍光管の分別収集実施				
	12	鷹栖町「燃やせるごみ」焼却受入開始				
15	2	ノー・レジ袋運動開始(市, 消費者協会, スーパーマーケット協会)			7	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	3	事業系ごみ分別計画策定			7	旭川市廃棄物処分場管理規則の一部改正
	4	直営車23台, 委託車33台の56台体制(郊外地区収集車を定期収集車に組み入れる。)			10	家庭系パソコンのメーカー回収開始
	4	ごみステーション数 8,209か所			12	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則の一部改正
	4	事業系ごみ分別開始(空き缶・ペットボトル・紙類)			12	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正
	4	事業系ごみ袋の透明又は半透明化実施(中園処分場)				
	4	再生資源回収奨励金額の変更 紙・びん・布類 3円/kg 金属類 2円/kg				
	4	生ごみ堆肥化容器購入助成 (1個につき半額相当, 上限1,500円)				
	4	電動生ごみ処理機購入助成 (1台につき半額相当, 上限20,000円)				
	4	ふれあい収集の実施(特例排出制度の見直し)				
	6	中園廃棄物最終処分場閉鎖				
	7	旭川市廃棄物処分場供用開始				
	7	ごみ埋立処分手数料改定(10kgまでごとに104円)				
	7	ごみ焼却処分手数料改定(10kgまでごとに75円)				
	7	ごみの減量化と処理費用の負担に関するアンケート調査実施				
	8	ごみ処理費用の適正化に関する市民懇話会設置(11月まで)				
9	ごみガイド全戸配布					
12	エコ商店街認定制度創設					

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 16	1	段ボールの分別収集開始			4	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	1	廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみ有料化について諮問			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正
	4	ごみステーション数 8,235か所				
	4	事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱策定				
	6	事業系ごみ分別周知啓発にかかる事業者訪問開始				
	7	多量排出事業者へ説明会開催				
	7	軽油代替燃料試験使用(～10月)				
	9	事業系燃やせるごみ焼却開始				
	9	廃棄物減量等推進審議会から家庭ごみ有料化について答申				
17	4	ごみステーション数 8,320か所			1,3,4	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正
	4	清掃事業所に管理係を新設し3係制とし、指導係を10名→15名に増員				
	6	指導査察車を3台増車			3,7	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正
	6	段ボール堆肥づくりモニター実施(6月下旬～9月)				
	6	旭川市分別収集計画改訂			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正
	6	軽油代替燃料試験使用(9月まで)				
	7	家庭ごみの減量化・有料化についての地域住民懇談会			4	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正
	9	10分別収集拡大に向けた地域住民説明会実施(18年3月まで、1,249町内会234回)				
18	3	家庭ごみ分別の手引き全戸配布	4	し尿収集委託車1台減車(7台体制)	3	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	3	「ごみ処理・生活排水処理基本計画」策定			4	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	4	ごみステーション数 8,379か所				
	6	排出指導強化のため指導係を15名→27名に増員するとともに、指導査察車を7台→12台に増車			4,10	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正
		10分別収集開始に伴い、直営車を23台→16台に減車するとともに、委託車を41台→57台へ増車し、委託の拡大を図った			10	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正
	6	「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」の分別収集開始				
	6	事業系ごみを6分別に拡大				
	10	家庭ごみの減量化・有料化についての地域住民説明会(19年5月まで、1,255町内会318回)				

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 19	4	ごみステーション数 8,450 か所			4	旭川市廃棄物最終処分場管理規則,旭川市近文清掃工場規則,旭川市ごみのポイ捨て禁止条例施行規則,旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正
	6	あさひかわごみ情報誌エコノート全戸配布				
	6	旭川市分別収集計画の改訂				
	8	燃やせるごみ, 燃やせないごみの有料化				
	8	祝日収集, 剪定枝の戸別収集開始				
	8	廃食用油, 布類の拠点収集開始			4.6	
	8	旭川市廃棄物処分場における事業系一般廃棄物の搬入規制				
	9	落ち葉の戸別収集を試験的に開始				
	20	4	ごみステーション数 8,532 か所			
4		ふれあい収集を業務係に移管し, 指導係を 24 名, 指導査察車を 11 台にした				
4		ごみ排出量の変化に伴い, 直営車を16台→13台に減車した				
12		ごみステーションの設置及び清潔保持に関する指導要綱施行				
21	4	ごみステーション数 8,588か所	4	し尿収集委託車1台減車(6台体制)	4	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	8	優良クリーンステーション顕彰制度創設				
22	1	資源物(小型家電,雑がみ,金属類,新聞・雑誌)の障害者施設における拠点回収を試験的に開始			7	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の一部改正
	4	事業内容の変更等により,清掃事業所からクリーンセンターに名称変更し,組織体制も3係制→5係制に移行				
	4	不燃ごみ・段ボール・紙製容器包装等の収集回数を週1回から隔週に変更				
	4	収集回数の変更等に伴い,直営車を13台→9台(不燃8台,粗大1台)に減車				
	4	ごみステーション数 8,628か所				
	4	再生資源回収奨励金額の変更 紙・びん・類 4円/kg 金属類 3円/kg				
	6	旭川市分別収集計画の改訂				
	6	資源物(小型家電,雑がみ,金属類,新聞・雑誌)のクリーンセンター及び地区・住民センターにおける拠点回収を試験的に開始				
	6	ごみ相談窓口の設置				
	6	ゆずります, ゆずってください情報コーナーの開設				
	6	家庭から出る生ごみ堆肥の受入れを試験的に開始				
	6	腐葉土の無料提供開始				
	7	粗大ごみ処理手数料改定(一律650円→軽量なもの300円・それ以外650円)				
	7	カラス対策型ステーション貸出開始				
10	北の恵み食べマルシェごみ減量化及び分別の取組支援開始					

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 23	3	「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画」を策定	4	上川町受託処理	4	旭川市近文清掃工場規則の一部改正
	4	ごみステーション数 8,727か所			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同条例施行規則の一部改正
	4	資源物のクリーンセンター及び地区・住民センター, 障害者施設における拠点回収で, プラスチック製品と傘を追加			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正
	4	プラスチック製容器包装の中間処理後の残さのうちプラスチック製品の一部を試験的に資源化				
	4	非公開文書を拡充し, 事業系自己搬入ごみとして受入れ開始				
	5	びん選別後のガラスくずをガラスカレットとして資源化開始(5月~10月)				
	6	生ごみ地域内循環活動支援助成開始(1団体に対し上限100,000円)				
	6	剪定枝粉碎機の貸出開始				
	7	旭川市廃棄物処分場に分別ボックスの設置(燃やせるごみ, 資源物の適正処理)				
	8	大雪さんろくまつりごみ減量化及び分別の取組支援開始				
	12	旭川地域循環型社会形成推進地域計画策定				
24	4	ごみステーション数 8,826か所			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	4	資源物の障害者施設における拠点回収を本事業として開始			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正
	4	リサイクルプラザにおける障害者就労支援促進事業の開始			6	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正
	4	家庭ごみ分別収集情報の電子メール配信開始				
	4	指定ごみ袋の一部バラ売り開始				
	6	イベントごみステーション関連用品の貸出開始				
	6	落ち葉用ブロワー及び堆肥化バグの貸出開始				
25	2	旭川市近文清掃工場長寿命化計画策定				
	2	旭川市近文清掃工場が再生可能エネルギー・バイオマス発電設備(一般廃棄物)に認定される				
	3	電動生ごみ処理機購入助成の終了				
	4	ごみステーション数 8,917か所				
	4	不燃ごみ収集運搬の民間委託開始				
	4	収集体制の変更に伴い, 直営車を9台→8台(粗大ほか戸別収集)に減車				
	5	環境学習用車両(塵芥車)の配置				
	6	旭川市分別収集計画の改訂				
7	旭川市近文清掃工場基幹的設備改良工事着工					
10	綿50%に満たない古布や衣類の売却開始					

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
平成 26	4	ごみステーション数 9,021か所	3	環境センターの施設の老朽化と今後の処理量に見合った処理機能に改善する工事完成 (前処理方式・日量:100kℓ)	4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正
	4	小型家電の再資源化促進に向けた拠点回収事業の拡充(パソコン追加・拠点増設H25:7か所→H26:16か所・一部開設時間拡大)			5	公益社団法人全国都市清掃会議総会本市で開催
	4	布類拠点回収の対象を綿50%から布類全般へ拡大			6	旭川市証紙条例施行規則の一部改正
	5	災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書の締結				
	9	旭川市ごみ適正排出協力員モデル町内会事業を試験的に開始				
27	4	ごみステーション数 9,130か所	4	し尿収集委託車1台減車(5台体制)		
	4	ふれあい収集体制の見直し(3人乗車→2人乗車)				
	4	旭川市近文清掃工場2号焼却炉低空気比運転開始				
	4	プラごみ残渣の減量化及びサーマルリサイクルへの有効活用				
	4	びん選別後のガラスカレットの全量資源化開始(4月～3月)				
	9	旭川市近文清掃工場蒸気タービン発電機2,100kW運転開始				
	10	拠点回収事業におけるパソコン及びパソコン用モニターの入受中止				
	10	ガス缶・スプレー缶の排出方法を変更(穴開けしない)				
28	3	「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画」の改訂			7	道内10市清掃担当部長会議本市で開催
	3	生ごみ等地域内循環活動支援助成金の終了				
	4	ごみステーション数 9,250か所旭川市ごみ適正排出協力員制度の開始				
	4	拠点回収品目に「木質素材」を追加				
	4	旭川市近文清掃工場1号焼却炉低空気比運転開始				
	4	旭川市最終処分場整備検討委員会設置				
	6	旭川市分別収集計画の改訂				
	11	旭川市近文清掃工場の再生可能エネルギー・バイオマス発電設備(一般廃棄物)認定廃止				
29	1	再生資源回収奨励金対象品目の追加 スチール缶 3円/kg				
	1	再生資源回収奨励金額の変更 びん類・布類 4円/kg →5円/kg				
	3	旭川市近文清掃工場基幹的設備改良工事完了				
	3	生ごみ堆肥化容器購入費助成の終了				
	3	ごみのポイ捨て禁止ポスターデザイン募集の終了				
	4	ごみステーション数 9,377か所				
	4	剪定枝の回収条件を緩和 (枝の太さ:10cm未満→20cm以内)				
	6	地区・住民センターにおける夏期限定の出張拠点回収の中止				
	6	「旭川市最終処分場整備基本構想」の策定				
8	「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」へ参加					

年	ごみ関係		し尿関係		その他	
	月		月		月	
30	1	再生資源回収奨励金額の変更 紙類 4円/kg → 3.5円/kg			4	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則の一部改正
	4	ごみステーション数 9,448か所				
	4	「最終処分場建設候補地比較評価方法」を策定				
	4	旭川市清掃工場検討委員会設置				
	5	「生ごみマイスター連絡会」の設置				
	8	「旭川市災害廃棄物処理計画」の策定				
31	3	びん選別後ガラスくずのガラスカレット資源化事業の終了				
	3	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加終了				
	4	ごみステーション数 9,576か所				
	4	「旭川市清掃工場整備基本構想」の策定				
	4	「缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想」の策定				
令和元	6	旭川市分別収集計画の改訂			9	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正